令和５年１２月

国土交通省神戸運輸監理部

倉庫業法に基づく申請等手続きの窓口について

◆神戸運輸監理部姫路海事事務所管内（兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡）に所在する倉庫について、同事務所を窓口として申請等手続きをお願いしておりましたが、**令和６年１月より神戸運輸監理部本局又は姫路海事事務所のどちらかを選択することができる**ようになります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

**令和５年１２月３１日まで**　　　　　　　　**令和６年１月１日以降**

1. **②**

申　請　者　　　　　　　　　　申　請　者　　　　　　申　請　者

姫路海事事務所　　　　　　　　姫路海事事務所

神戸運輸監理部本局　　　　　　神戸運輸監理部本局　　神戸運輸監理部本局

令和６年１月１日以降は①又は②のどちらの方法も可能となります。

（ただし、兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡所在の倉庫に限る。）

**お問合せ先**

＜本　　　局＞

　総務企画部　物流施設対策官

　神戸市中央区波止場町１番１号

ＴＥＬ：０７８－３２１－３１４５

＜海事事務所＞

姫路海事事務所　運輸企画専門官[監理・運航]

姫路市飾磨区須加２９４－１

ＴＥＬ：０７９－２３４－２５１１